

## 第2版はしがき

2018年に刊行した『新ブリメール民法1 民法入門・総則』は、幸いにも、これまでと同様に多くの読者を得ることができた。本書は、その改訂版(第2版)である。初版では、2017年改正民法に対応し、新たな時代の要請に応えるために、旧著の内容を全面的に見直した。初版の刊行時からまだ2年しか経過していないが、この間の法状況の変化は、その内容の改訂ないし補充を必要とするものであった。とりわけ、重要なものとして、①成年年齢の引下げに関する民法改正や、②消費者契約法の改正がある。①の改正は、2022年4月1日に施行が予定されているが、未成年者保護に大きな変化をもたらすものであり、十分な周知が必要である。本書では、その法状況を前提として叙述を変更し、その内容を理解できるようにした。また、②については、私たちの消費生活に不可欠な情報として、困惑類型の拡充(①との関係もある)や不当条項規制の拡充といった改正内容を取り込んだ。さらに、この2年間の私たちの改正民法を前提とした教育上の経験を踏まえて叙述の内容も部分的に見直し説明を工夫し、また具体例や、新たな図表も付け加えた。民法の新しい姿をどのように初学者に伝えていくか、今後も試行錯誤が続くことになろう。読者からのフィードバックも大歓迎である。

現在、各大学の法学部では、法科大学院での教育との連携が進められている。学部での法学教育も法曹養成コースとそれ以外に分化していくことになるのかもしれない。本書が、学部でのこうした法学教育のシステムの大きな変化にも対応し、法学・民法教育のための基礎を提供するものとして、今後も読者に受け入れられることを望んでいる。

最後に、本書の改訂においても周到なサポートをしてくださった法律文化社の野田三納子氏に対して、心からの感謝の意を表する。

2020年3月

執筆者一同

## はしがき

本書は、『新プリメール民法』シリーズの第1巻「民法入門・民法総則」である。『プリメール民法1 民法入門・民法総則』の改訂版として計画されたものであるが、新たな出発であることを示すために、他の巻も含めて書名に「新」を付加した。

旧著は、幸いにも多くの読者を得ることができたが、その最新版〔第3版〕の刊行からすでに10年以上も経過し、また2017年に改正民法が成立し、その内容を反映することが必要となった。新たな時代の要請に応えるために、この機会に全面的な見直しを行った。

本書は、大学・法学部での民法の講義科目「民法総則」の教科書として利用されることを念頭に執筆されており、これまでと同様に、『プリメール民法』が目指した「民法教育のための教科書」としての精神を引き継ぎ、発展させることを意図している。

民法教育は、法学教育の一部であり、現在の法学教育の状況からの影響を免れることはできない。司法改革の一環として2004年に成立した法科大学院は、法曹養成に大きな貢献をしてきたが、他方で、弁護士が多すぎるとの声も強まり、法曹人口の抑制が現実となった。こうした動きは、法科大学院の不人気、さらには法学部不人気へと波及し、さらには法学教育や司法制度の重要性の認識を薄れさせることにつながってしまい、今や法科大学院の半数が閉鎖される状況が生まれている。

さらに、18歳人口の激減が大学経営に大きな影を落とすつつあり、その結果、大学の生き残り策として、毎年どこかの大学で目新しい名前の学部や学科が生まれている。受験生の注目を引くために何か目新しいことが必要とされ、「伝統的な」法学の魅力を伝えきれていないのかもしれない。

では、法学という学問の魅力は何であろうか。法学は、伝統的なものであると同時に、実践的かつ理論的な学問である。社会のあり方を理解し、また批判的な視点を持つとうとする者にはきわめて興味深い対象となる。

法は、つねに生成、変遷しており、つねに新しい現象に向き合い、その解決の方向性を生み出すことが求められている。法学を学べば、人の人生にかかわるルールを知り、それを使い、新たな方向を示すことできる能力を養うことができる。法のあり方をめぐる議論は、社会をどのように変えていくか、どのように変わるべきかといった問題と直結している。さらに、法は社会を平和に保つために不可欠の要素となっている。このような側面をみれば、法学という学問がいかにも魅力的かよくわかるように思われる。

ヨーロッパの伝統の中では、法学は、医学と並んで最も伝統的な学問分野として発展してきたという歴史がある。アメリカのロースクールは、大学で一般的な学問を学んだ後に進む大学院として位置づけられている。いずれにせよ、そこでは、法学教育の重要性と必要性が疑われることはないのである。

私たちの社会には、さまざまなルールが存在しており、それが網の目のように張りめぐらされている。民法は、こうしたルールの中核的基礎として位置づけることができる。そして、それらの根底においては法的思考が機能している。こうしたルールの意味、思考方法、それを学ぶ面白さを伝えるのが、法学教師としての私たちの使命である。

本書は、法学教育の一環としての民法教育の最初の段階を担う重要な役割を果たさなければならない。私たちは、本書が、民法教材としてのそうした利用に値するものとなっていること、また民法を真摯に学ぼうとする人々に、その意味と面白さを伝えるものとなっていることを切に望んでいる。

今回の改訂から、旧シリーズで指導的な役割を担っておられた安井宏教授（関西学院大学名誉教授）が勇退されることになった。教授のこれまでのご厚情に対して心からの感謝の意を表するとともに、本書への情熱を受け継ぐことをお約束することにした。

最後に、本書の企画段階から、綿密かつ丁寧なサポートをしてくださった法律文化社の野田三納子氏に対して、心からの謝辞を述べることにしたい。

2018年3月

執筆者一同